

岐阜市障害者福祉施設
(第二恵光、第三恵光、ワークス
恵光、ケアホーム恵光)

指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

岐阜市福祉部障がい福祉課

目 次

1 募集の趣旨	1
2 基本的な運営方針	1
3 応募資格	2
4 指定期間	3
5 施設の概要	3
(1) 名称、実施事業及び利用定員	
(2) 所在地	
(3) 施設構成・規模・構造等	
(4) 運営状況（実績等）	
6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	5
(1) 管理運営形態	
(2) 管理基準	
(3) 業務の範囲（指定管理業務）	
(4) 権利義務の譲渡の禁止	
(5) 業務の再委託の制限	
(6) 従業員の継続雇用について	
(7) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）	
(8) リスク分担に対する方針	
(9) 指定の取消し等	
(10) モニタリングの実施	
7 指定管理に関する経費	10
(1) 利用料金について	
(2) 利用料金の精算（取扱い）	
(3) 管理口座・区分経理	
(4) 納税義務について	
8 指定管理者の審査・選定の方法	11
(1) 基本的な考え方	
(2) 審査方法	
(3) 審査結果	
(4) 選定方式	

9 協定書の締結	1 5
1 0 指定までのスケジュール	1 5
1 1 応募に関する説明会	1 5
1 2 応募手続等	1 6
(1) 申請書類の提出方法等	
(2) 提出書類	
(3) 質問の受付	
(4) 応募に関する留意事項	
1 3 問い合わせ先及び書類の提出先	1 8

〔別紙〕 資料

- 資料 1 岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）指定管理者管理業務仕様書
- 資料 2 施設概要
- 資料 3 指定管理業務に係る特記仕様書
- 資料 4 目的外使用許可について
- 資料 5 収支予算立案のための参考情報
- 資料 6 職員配置等に関する基準
- 資料 7 岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）の管理に関する協定書（参考）

〔別紙〕 様式

- 様式 1 岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）指定管理者指定申請書
- 様式 2 収支予算書
- 様式 3 事業計画書
- 様式 4 団体概要説明書
- 様式 5 職員配置と採用計画について
- 様式 6 岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）指定管理者指定申請にかかる誓約書
- 様式 7 役員名簿照会及び同意書
- 様式 8 辞退届
- 様式 9 指定管理者募集要項等に関する質問票

1 募集の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び法第 77 条第 3 項に規定する地域生活支援事業を行うことを設置目的とする「岐阜市立第二恵光」、「岐阜市立第三恵光」、「岐阜市立ワークス恵光」、「岐阜市立ケアホーム恵光」（以下「施設」という。）の管理について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び岐阜市障害者福祉施設条例（昭和 57 年岐阜市条例第 43 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、必要なサービス等を確実に行えることが必要となります。

2 基本的な運営方針

施設は、主に知的障がい者を対象に以下のサービスを提供しています。

岐阜市立第二恵光（以下「第二恵光」という。）及び岐阜市立第三恵光（以下「第三恵光」という。）は、法第 5 条第 11 項に基づく障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）として位置付けられており、法第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）、法第 5 条第 7 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、法第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）及び法第 77 条第 3 項の規定により昼間において、活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う地域生活支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）を実施しております。

また、岐阜市立ワークス恵光（以下「ワークス恵光」という。）においては、法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型（以下「就労継続支援 B 型」という。）として、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行っています。

そして、岐阜市立ケアホーム恵光（以下「ケアホーム恵光」という。）においては、法第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）として主に知的障がい者に対して共同生活の場を提供し自立した生活が送れるよう支援を行っています。

さらに、第二恵光、第三恵光は、岐阜市地域生活支援拠点等における緊急時の受入・対応の機能を担う事業所として位置付けており、地域で暮らす知的障がい者の緊急時における支援を実施しております。

このように、施設は利用者に様々な支援を提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、利用者へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理の開始前及び開始後において、資格を失効し、又は取得できず、市が指定を取り消すことになった場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- (2) 市と容易に、かつ、緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な法人で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通していること。
- (3) 次の①から④の条件のいずれかを満たすもの。ただし、所轄庁が実施した法人及び事業所指導監査において特に問題が認められていないこと。
 - ① 岐阜圏域（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、本巣市、瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町）に法人本部があり、かつ、岐阜圏域において障害者支援施設を運営している。
 - ② 市内に法人本部があり、かつ、市内において法に基づく短期入所事業所を運営している。
 - ③ 市内に法人本部があり、かつ、市内において法に基づく共同生活援助事業所を運営している。
 - ④ 市内に法人本部があり、かつ、市内において老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを運営している。
- (4) 過去 2 年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定又は岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の措置要件に該当しない法人であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている法人でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている法人及びその開始決定がされている法人（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (8) 岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 22 年 10 月 22 日締結）第 4 条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (9) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

5 施設の概要

(1) 名称、実施事業及び利用定員

① 第二恵光

サービスの種類：施設入所支援（定員：50名）

生活介護（定員：60名）

短期入所（定員：2名）

日中一時支援事業（空床型）

② 第三恵光

サービスの種類：施設入所支援（定員：40名）

生活介護（定員：40名）

短期入所（定員：4名）

日中一時支援事業（空床型）

③ ワークス恵光

サービスの種類：就労継続支援B型（定員：30名）

④ ケアホーム恵光

サービスの種類：共同生活援助（定員：24名）

(2) 所在地

① 岐阜市西島町4番24号（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光）

② 岐阜市西島町4番24-2号（ケアホーム恵光）

(3) 施設構成・規模・構造等

① 敷地面積 8421.65㎡

② 延床面積 4292.3㎡（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光）
597.16㎡（ケアホーム恵光）

③ 敷地内の主な工作物（防災無線、照明設備、電柱 等）

④ 施設の主な設備

ア 放送設備（発信機1台、受信スピーカー10台）

イ 防犯設備（防犯カメラ7台、モニター3台）

ウ 非常通報装置（施設内5か所）

エ 消防設備（スプリンクラー設備、自動火災報知機、自動火災扉 等）

オ 夜間警戒設備（施設内18か所、受信機4台）

カ ソーラー設備（蓄熱槽1基、ソーラーパネル48枚×2台）

キ 給湯設備（ボイラー3基）

ク 貯水槽（受水槽2基、高置水槽2基、減圧水槽1基、貯湯槽1基 等）

ケ 空調設備

コ エレベーター（1基）

サ 自家用電気工作物

- ⑤ 施設の備品（「資料 1 岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）指定管理者管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。）

(4) 運営状況（実績等）

施設の運営状況については、「資料 2 施設概要」を参照してください。

（収支決算・予算）

- ・ 令和 4 年度決算額 4 7 8, 2 2 2, 4 6 0 円（支出の決算額）
- ・ 令和 5 年度決算額 4 8 9, 7 6 9, 0 2 5 円（支出の決算額）
- ・ 令和 6 年度決算額 5 3 0, 0 6 4, 9 2 9 円（支出の決算額）
- ・ 令和 7 年度決算額 5 6 0, 5 2 4, 4 7 1 円（支出の決算額）
- ・ 令和 8 年度予算額 5 6 0, 1 1 5, 0 0 0 円

収支決算の内訳

<収入の部>

（単位：円）

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
介護給付費等収入	495, 525, 281	511, 654, 914	528, 193, 138	558, 779, 474
就労支援事業収入	2, 361, 804	2, 300, 573	3, 493, 649	3, 552, 214
その他収入	14, 740, 240	10, 925, 349	11, 471, 618	17, 523, 539
合計	512, 627, 325	524, 880, 836	543, 158, 405	579, 855, 227

<支出の部>

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人件費	243, 813, 275	293, 270, 625	339, 646, 181	386, 756, 176
旅費	4, 000	12, 940	281, 902	276, 212
需用費	84, 898, 915	81, 569, 908	88, 126, 178	87, 318, 283
消耗品費	14, 280, 759	13, 363, 025	13, 034, 930	12, 297, 996
燃料費	799, 303	839, 316	924, 126	1, 023, 120
光熱水費	37, 654, 869	29, 927, 535	34, 208, 028	35, 101, 974
修繕料	2, 097, 315	2, 188, 437	2, 718, 270	956, 109
賄材料費	29, 615, 049	34, 862, 242	36, 610, 398	37, 369, 747
その他	451, 620	389, 353	630, 426	569, 337
役務費	12, 667, 130	11, 227, 334	5, 211, 457	6, 482, 637
通信運搬費	996, 856	1, 142, 011	1, 397, 328	1, 629, 485
手数料	10, 463, 086	8, 518, 180	2, 066, 037	2, 997, 822
その他	1, 207, 188	1, 567, 143	1, 784, 092	1, 855, 330

委託料	40,776,853	43,931,326	54,782,721	57,876,754
使用料及び賃借料	6,183,526	8,440,913	10,346,844	9,876,462
工事請負費	2,361,804	3,488,123	3,483,814	3,547,608
原材料費	0	0	27,535	5,156
備品購入費	1,986,091	2,180,353	1,794,745	1,807,675
負担金	81,837,900	41,159,900	20,753,900	340,900
公課費	400	1,050	2,600	1,200
その他経費	3,692,566	4,486,553	5,607,052	6,235,408
合計	478,222,460	489,769,025	530,064,929	560,524,471

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

（詳細は別添の「仕様書」を参照）

(1) 管理運営形態

本施設は利用料金制度を導入して管理運営していただきます。

① 利用料金制度（承認料金制）とは

一般的に、施設を利用したときの料金は、「使用料」として市の収入としています。

利用料金制度は、市ではなく、その施設の指定管理者の収入とする制度です。

本施設の場合、本要項 6（3）業務の範囲（指定管理業務）⑤、⑥及び⑦の業務に対して発生する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、地域生活支援給付費、生産活動収入及び利用者の負担金等については、指定管理者が自らの収入として受け取り、施設の運営に充てることになります。

② 利用料金等の設定について

利用料金は、条例第 8 条に定める額とします。

③ 利用料金の減免について

指定管理者は条例第 8 条第 5 項の規定により利用料金の減免を行うことができます。

(2) 管理基準

① 支援時間

岐阜市障害者福祉施設条例施行規則（昭和 45 年岐阜市規則第 6 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項の規定により、通所する利用者に係る支援時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時までの間で、指定管理者が市長の承認を得て定めますので、施設の設置目的を考慮し提案してください。

なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て支援時間を変更することができます。

② 休日

通所する利用者に係る休日は、次のとおりです。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休日を変更することができます。

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・年末年始 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

③ 施設の利用制限

条例第 9 条に定める場合は、施設の利用を保留し、又は拒むことができます。

④ 個人情報等の取扱い・情報公開の推進

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、施設の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

また、指定管理者として指定された場合は、「資料 3 指定管理業務に係る特記仕様書」における「個人情報の取扱いに関する留意事項」を遵守するとともに、その範囲内で施設の管理運営の状況、施設の利用状況、アンケートの実施内容等について、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例第 28 号）に基づき積極的な情報公開の推進に努めることとします。

⑤ 目的外使用の基準

「資料 4 目的外使用許可について」を参照してください。

⑥ 災害発生時の指定管理者の対応について

別添の「仕様書」を参照してください。

⑦ 環境への配慮について

省エネルギー、リサイクルなど、環境に配慮した運営に努めてください。

⑧ その他

令和 9 年 4 月 1 日から施設運営を行うに当たり、次の事項が必要です。

ア 障害福祉サービス事業を行うため、次の指定を受ける必要があります。

- ・法第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定
- ・法第 29 条第 1 項の指定障害者支援施設の指定

イ 地域生活支援事業（日中一時支援事業）を行うため、本市の登録を受ける必要があります。

ウ アに記載する指定を受けた後、岐阜市地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ・対応」の機能を担う事業者として、本市の登録を受ける必要があります。

エ 本市と災害時における社会福祉施設への避難者受入れに関する協定の締結していただきます。

オ 障害福祉サービス等の提供に当たり、各利用者との間に利用契約を締結する必要があります。

(3) 業務の範囲（指定管理業務）

- ① 施設の運営に関する業務
- ② 施設の維持管理に関する業務
- ③ 利用の制限に関する業務

- ④ 利用料金の収受及び減免に関する業務
- ⑤ 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の運営に関する業務
 - ア 第二恵光
 - ・施設入所支援
 - ・生活介護
 - ・短期入所
 - ・日中一時支援事業
 - イ 第三恵光
 - ・施設入所支援
 - ・生活介護
 - ・短期入所
 - ・日中一時支援事業
 - ウ ワークス恵光
 - ・就労継続支援B型
 - エ ケアホーム恵光
 - ・共同生活援助
- ⑥ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第9条の規定による措置の決定を受けた者に対する、知的障害者福祉法第2条第1項に規定する更生援護を行う業務
- ⑦ 主に知的障がい者を対象とする地域生活支援拠点等に関する緊急時の受入・対応業務
- ⑧ 事務引継事業
施設管理者が交代する場合、指定期間の始期から新たな施設管理者が円滑に管理業務を実施できるよう、新旧施設管理者で引継ぎを行っていただきます。
- ⑨ その他市長が必要と認める業務

(4) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することはできません。

(5) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

(6) 従業員の継続雇用について

現在勤務している職員から継続雇用の希望があった場合は、継続雇用を検討するように配慮してください。

(7) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

指定管理業務に含まれていない事業でも、施設の設置目的の範囲内であれば、指定管理者が本市の承認を受け、自主事業として行うことができます。自主事業の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・事業内容が施設の設置目的の範囲内又は目的を妨げないものであること。
- ・指定管理者の創意工夫やノウハウを活かすことにより、施設の利用促進やサービスの向上に資する事業であること。
- ・指定管理者が自らの費用負担により実施し、事業の実施により発生する収入は指定管理者に帰属するが、損失が発生した場合でも、本市は補填しません。
- ・事業実施前までに本市の承認を得ること。また、その内容が目的外使用に該当すると認められるときは、目的外使用の許可を得ること。
- ・指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等になるため、長期にわたり独占的に使用する提案は避けること。

※ 目的外使用については「資料４ 目的外使用許可について」を参照してください。

(8) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定 管理者
1	指定管理(管理主体) への円滑な移行 (引継ぎ)	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	協定書(第４条)にて示される業務に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の 中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合(施設の瑕疵・施設改修等)	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合(事業放棄・破綻等による指定取消または業務の停止)		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	

7	管理運営費上昇	物価変動及び事業条件(仕様)変更以外の要因による管理運営費増大		○
		上記のうち、急激な物価上昇等、特殊な事由が認められる場合	○	
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等による需要変動		○
		上記以外で、指定管理者の責めに帰さない事由により、当初の需要見込みと大きく異なると認められる場合	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○

※No.11の「利用者への対応」について、下記の「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をしてください。

<市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき 3000 万円 1 事故につき 3 億円	死亡補償保険金 500 万円 後遺障害補償保険 20 万～500 万円
	財物賠償 1 事故につき 1000 万円	入院補償 1 日から適用 通院補償 6 日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※指定管理者の負担により実施する自主事業については、保険の対象となりません。

※補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

(9) 指定の取消し等

本市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

また、このことにより生じた損害の賠償を、本市は指定管理者に対し命ずることができます。

- ① 関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
- ② 関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
- ③ 募集要項の応募資格に不適合となったとき。
- ④ 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

(10) モニタリングの実施

① モニタリング

本市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消を行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 経営状況の把握

本市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

エ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について本市に報告していただきます。

③ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が本市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

7 指定管理に関する経費

(1) 利用料金について

指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに指定管理者の収入となる利用料金により、上記の管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

なお、収支予算立案のための参考情報については「資料5 収支予算立案のための参考情報」及び「資料6 職員配置等に関する基準」を参照してください。また、次の点に留意してください。

- ① 施設の敷地を職員用駐車場として使用する場合には、市から目的外使用許可を受け、相応の使用料をご負担いただく必要があります。
- ② 施設の運営にあたっては、日本知的障害者福祉協会、岐阜県知的障害者支援協会、岐阜県社会福祉協議会、岐阜市社会福祉協議会への加入について配慮してください。
(参考 令和7年度負担金実績)

・日本知的障害者福祉協会	施設合計	133,000 円
・岐阜県知的障害者支援協会	施設合計	172,900 円
・岐阜県社会福祉協議会	施設合計	20,000 円
・岐阜市社会福祉協議会	施設合計	8,000 円

(2) 利用料金の精算（利益の一部納付）

指定管理者は、収入の実績額が収入の予算額を超える場合は、その超える額（以下、収入超過額」という。）の100分の20（双方の協議により20%以上での協定可）に相当する額を市に支払うものとします。

この場合において、支出の実績額が収入の予算額を超えるときは、収入超過額からその超えた額を控除して計算するものとします。

この精算は、翌年度に実績報告書が提出された後に行います。

一方で、利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則としてこれを補填しません。

(3) 管理口座・区分経理

- ① 指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。
- ② 指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。そして、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的としています。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

審査は、外部の有識者で構成する指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）において非公開で行います。

申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第１次審査と、第１次審査を通過した応募者について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第２次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から１年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、１年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

なお、応募団体と委員会委員との利害関係を確認するため、第２次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。（ただし、選外であった応募団体の法人名は公表しません。）

(4) 選定方式

① 第１次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目８の「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成２２年１０月２２日締結）第４条に規定する排除措置の対象でないこと」について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審 査 項 目		適・否
1	社会福祉法人であること。	適・否
2	過去２年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	応募資格（３）に記載する要件を満たしていること。	適・否
4	地方自治法施行令第１６７条の４（昭和２２年政令第１６号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否

5	市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。	適・否
6	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている団体でないこと。	適・否
7	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
8	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。	適・否
9	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
10	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、応募団体又は指定管理者としての資格を喪失するものとします。

② 第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した応募団体について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については次のとおりとし、採点は200点を満点として、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。ただし、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

区 分	配点	選定基準	評 価 項 目	採点結果
公平性 透明性	20	住民の平等 利用が確保 されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方 （理解度、取組姿勢など）	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効果性	50	事業計画書 の内容が、 対象施設の 効用（設置 目的）を最	『事業計画書の内容が、施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	

		大限発揮するものであること	利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）	
			利用促進、利用者増の方策	
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	
			施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効率性	35	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）	
			収支計画の妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性（無理はないか）	
			利用料金を収受する施設の場合、収入の増加を図るための方策	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
安定性 安全性	60	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績	
			経営基盤の安定性	
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など	
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制	
			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策	
			リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）	
			リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
貢献性	35	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）	
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用	
			地元での資材等の調達	
			地元での社会活動等への参加	
			その他地元への貢献に関すること	
			その他応募者の提案によるもの	

	るものである こと	小 計	
合 計			

9 協定書の締結

議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項についての協定書を締結します。

また、施設の運営に関する法令の変更、著しい経営環境の変化、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

- (1) 募集要項の公表・配布 令和8年7月15日(水)～
- (2) 説明会・現地見学会の開催 令和8年7月29日(水)
- (3) 質問受付期間 令和8年7月15日(水)～令和8年8月7日(金)
- (4) 申請書受付期間 令和8年7月15日(水)～令和8年8月21日(金)
- (5) 第1次審査(資格審査等) 令和8年8月下旬～9月上旬
- (6) 第2次審査(提案内容等の審査) 令和8年9月下旬～10月中旬
- (7) 選定結果の通知・公表 令和8年11月上旬
- (8) 市議会へ指定議案・債務負担行為設定議案を提出 令和8年11月下旬
- (9) 指定の通知 令和8年12月下旬
- (10) 協定書の締結 令和9年1月頃
- (11) 事務引継・トレーニング 令和9年1月～3月

11 応募に関する説明会

応募に関する説明会を以下のとおり実施します。

開催日時 令和8年7月29日(水) 午前10時から

実施場所 岐阜市役所 10階 10-1会議室

※ 参加を希望される方は、令和8年7月24日(金)17時までに障がい福祉課に連絡の上、本募集要項等関係書類を持参し、開催時間までに受付を済ませて下さい。事前に連絡のない場合、説明会に参加することはできません。

※ 説明会への参加の有無が後の申請やその評価に対して影響を与えることはありませんが、参加をしなかったことによって得られなかった情報等について、市は関知しません。

※ 参加人数は、各団体2名以内とします。

※ 参加希望者多数の場合は日程を調整する場合があります。

※ 現地の見学を希望する場合は、7月15日(水)から8月7日(金)の間に障がい福祉課までご連絡ください。

1 2 応募手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

本市ホームページまたは岐阜市役所障がい福祉課で書類を入手し、障がい福祉課窓口で提出いただくか、記録が残る送付方法（簡易書留等）又は市ホームページの専用フォームのいずれかでご提出ください（提出期間内必着）。なお、オンラインで提出する書類がある場合も、下記のア～エについては、必ず郵送又は窓口で提出してください。

ア 履歴事項全部証明書

イ 岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）指定管理者指定申請にかかる誓約書（様式 6）

ウ 納税証明書

エ 役員名簿照会及び同意書（様式 7）

申請書受付期間は、令和 8 年 7 月 15 日（水）から令和 8 年 8 月 21 日（金）（ただし、土日祝日を除いた日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分）までとし、申請に要する経費は全て申請者の負担となります。

なお、応募団体から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

- ① 用紙は、日本産業規格 A4 サイズとしてください。ただし、A3 サイズの図面等のみ A4 サイズに折って使用することができます。なお、法人の概要を示すパンフレット等については、サイズを問いません。
- ② 申請書等の印字については、片面印刷、両面印刷のどちらでも可能です。
- ③ 申請書等のとじ込む順番については、以下のとおりとし、ホチキスなどで綴じないでください。また、インデックスや付箋をつけないでください。

	提出書類	様式
1	岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）指定管理者指定申請書	様式 1
2	法人の定款、規約又はこれに類する書類（写）	
3	岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）の管理に関する収支予算書	様式 2
4	事業計画書	様式 3
5	団体概要説明書	様式 4
6	応募を決定した理事会等の議事録（写）	
7	令和 8 年 7 月 1 日以降に発行された法人の履歴事項全部証明書	
8	直近 3 事業年度の決算期の財務諸表	

9	職員配置と採用計画について	様式5
10	岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）指定管理者指定申請にかかる誓約書	様式6
11	令和8年7月1日以降に発行された直近3か年分の納税証明書 ※対象となる税：市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税	
12	役員名簿照会及び同意書	様式7
13	直近3か年の間に実施された指導監査に係る業務別（法人含む）是正改善を要する事項に対する報告書（写）	

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和8年7月15日（水）から令和8年8月7日（金）までとします。「様式9 指定管理者募集要項等に関する質問票」を、「13 問い合わせ及び書類の提出先」に記載のE-mailにて送付してください。送付の際は、タイトルを、「指定管理募集要項等に関する質問」とし、送付してください。応募者からの質疑についての回答は、他の応募者との公平性・透明性の確保の観点から、市ホームページで公表します。なお、質問に対する回答は、募集要項等と一体のものとして同等の効力を有します。

(4) 応募に関する留意事項

①働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

働きかけの基準・判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりです。

②虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③応募書類の取り扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

④応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は、本市及び作成者に帰属し、応募団体の提出する書類の著作権はそれぞれの応募団体に帰属します。なお、本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦情報公開制度の対象

応募団体が提出した書類等は岐阜市情報公開条例第2条第1項に規定する公文書として、同条例に基づく情報公開の対象となります。

⑧資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

1 3 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所 福祉部 障がい福祉課 指導係（担当：大塚、森）

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1

電 話：058-214-2136（直通）

E-mail：fj-shougai@city.gifu.gifu.jp

オンライン申請フォーム： <https://logoform.jp/form/BcLm/1673242>